

意見募集要領

東大和市街路樹更新計画(案)に係る パブリックコメントを実施します。

市では、東大和市街路樹更新計画の策定に向けた作業を進めています。

このたび、計画(案)をとりまとめましたので、市民の皆様へお知らせするとともに、広く意見をいただくため、次のとおりパブリックコメントを実施いたします。

1 計画の目的

この計画は、安全で快適な歩行空間を確保しつつ、市全体の緑のネットワークの形成に寄与する街路樹環境の実現を目指し、市道ごとの街路樹の更新のあり方や、その実現に向けた概算コストの算出などを位置づけるために策定します。

2 東大和市街路樹更新計画(案)の概要

計画の案は、次に示すとおりの構成となります。

(1) 背景と目的

(2) 街路樹の定義、機能、役割

(3) 計画の位置づけ

(4) 計画の構成

(5) 街路樹の現状

街路樹の状況、現地調査結果、街路樹の管理状況、市民の街路樹に対する意識

(6) 街路樹の問題・課題

安全上の問題、景観面の問題、持続可能性の問題

(7) 目標、取組方針の設定

(8) 今後の取組

取組の位置づけ、更新計画、植栽基準、管理方針、その他の取組

(9) 取組の効果

管理費の試算、更新方針ごとのイメージ

3 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 本計画に利害関係があると認められる個人
- (7) 本計画に利害関係があると認められる法人等

4 意見の提出期間

令和8年1月30日（金）から令和8年3月2日（月）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

5 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ（市政情報 → 広報・公聴 → パブリックコメント）
- (2) 文書閲覧 まちづくり部 都市基盤課管理係（東大和市役所2階3番窓口）

6 意見の提出先、方法及び提出様式等

- (1) 提出先 まちづくり部 都市基盤課管理係（東大和市役所2階3番窓口）

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・書面の持参 まちづくり部 都市基盤課管理係（東大和市役所2階3番窓口）
 - ・郵送 〒207-8585 東大和市中央3-930 東大和市まちづくり部 都市基盤課管理係 宛て
 - ・FAX 042-563-5930
 - ・電子メール toshikiban@city.higashiyamato.lg.jp
-
- ・電子申請（以下の二次元コードをスマートフォン等で読み取るか、記載のアドレスからアクセスしてください）



<https://logoform.jp/form/VfYv/1402465>

（3）提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

- ア 市内在住の個人：住所及び氏名
- イ 市内に事業所等を有する個人：事業所等の名称、所在地及び氏名
- ウ 市内に事業所等を有する法人等：事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者名
- エ 市内在勤の個人：勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
- オ 市内在学の個人：在学する学校の名称、所在地及び氏名
- カ 本計画に利害関係があると認められる個人：利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名
- キ 本計画に利害関係があると認められる法人等：利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者名

※上記事項を明記していない意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

7 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、令和8年3月中を目途に東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

8 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。